

西東京市立中学校特別支援学級通学区域検討懇談会設置要綱

第 1 趣旨

この要綱は、西東京市立ひばりが丘中学校に特別支援学級を設置するに当たり、西東京市立中学校特別支援学級の通学区域の見直しを図るために設置する西東京市立中学校特別支援学級通学区域検討懇談会（以下「懇談会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について協議し、検討結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 特別支援学級の通学区域の見直しに関すること。
- (2) 特別支援学級の設置に伴う通学区域等に関して教育長が必要と認めること。

第 3 構成

懇談会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 特別支援学級設置校の保護者代表 14人
- (2) 特別支援学級設置校長 7人
- (3) その他教育長が必要と認める者 1人

第 4 座長及び副座長

懇談会に座長を置き、委員の互選により定めるものとし、座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

- 2 副座長は、座長が指名する者とし、副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第 5 会議

懇談会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 懇談会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 3 座長は、懇談会で必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第 6 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

- 2 懇談会の会議の傍聴者は、10人以内とする。ただし、座長が認めるときは、これを変更することができる。
- 3 その他傍聴の手続等に関し必要な事項は、座長が別に定める。

第 7 部会

座長は、第 2 に規定する所掌事項について必要と認めるときは、個別の協議事項に係る部会を設置することができる。

- 2 部会の部座長は、各部会員の互選による。
- 3 その他部会の組織、運営等について必要な事項は、座長が別に定める。

第 8 報償

第3第1号に規定する委員が会議に出席したときは、日額2,000円の謝金を支払う。

第9 庶務

懇談会の庶務は、教育部学務課において処理する。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。